

**福島県中小企業特別高圧電気料金支援補助金  
(特別高圧電力支援金)**

**公募要領**

**令和5年10月  
特別高圧電力支援金事務局  
(トランス・コスモス株式会社)**

## 【事業概要】

電気料金高騰の影響を受け、厳しい経営状況に置かれている中小企業を支援することを目的として、特別高圧電力契約を締結又は商業施設等で特別高圧電力を使用している県内に事業所を有する中小企業に対し、一定期間の電気使用量に応じた負担軽減のための支援を行います。

- ◎ 支援対象事業者 県内に事業所を有する中小企業(中小企業者、小規模事業者、組合等)
- ◎ 支援対象 令和5年1月から9月までに使用した特別高圧電力に係る電気料金
- ◎ 支援金単価 ① 令和5年1月から8月までの使用電力 1kWh 当たり 3.5 円  
② 令和5年9月分の使用電力 1kWh 当たり 1.8 円
- ◎ 交付上限額 製造業等一般事業者 20,000 千円以内  
発電事業者 2,000 千円以内
- ◎ 予算額 1,341 百万円

◇ なお、予算の執行状況により、支援対象、支援金単価及び交付上限額その他の条件について見直しを行う場合があります。

## 【受付期間及び支援金支払時期】

- ① 令和5年1月から6月までの電力使用分の申請
  - ・ 受付期間 令和5年10月16日(月)～11月17日(金)
  - ・ 支払時期 令和5年11月下旬
- ② 令和5年7月から9月までの電力使用分又は令和5年1月から9月までの電力使用分の申請
  - ・ 受付期間 令和5年12月1日(金)～12月28日(木)
  - ・ 支払時期 令和6年1月下旬

## 【申請方法】

申請は、専用ホームページからの電子申請又は所定の様式による郵送のみ受け付けます。持参による申請は受け付けませんのでご注意ください。

《専用ホームページURL》

<https://pref-fukushima-tokkodenki.hp.peraichi.com/>

福島県企業立地課のページにもリンクを掲載しています。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/ehv-subsidy.html>

## 【お問い合わせ先】

- ◎ 特別高圧電力支援金事務局（トランス・コスモス株式会社）
  - 電話番号 0570-063500（コールセンター）
  - 受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）

## 1 事業の目的

電気料金高騰の影響を受け、厳しい経営状況に置かれている中小企業を支援することを目的として、特別高圧電力契約を締結又は商業施設等で特別高圧電力を使用している県内に事業所を有する中小企業に対し、一定期間の電気使用量に応じた負担軽減のための支援を行います。

## 2 支援対象事業者

本事業の補助対象者は、福島県内に事業所を有し、以下の(1)から(2)に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 電力会社との間で特別高圧電力契約を締結又は商業施設等で特別高圧電力を使用する中小企業（みなし大企業を除く中小企業者及び小規模企業者）

※ 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料及び電力使用量が確認できる資料等を提出していただきます（書類不備の場合は支援金の交付はできません）。

- ◎ 「中小企業」及び「みなし大企業」について

「中小企業」の定義は次のとおり。

業 種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は 出 資 の 総 額	常時使用する 従 業 員 の 数	常時使用する 従 業 員 の 数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

「みなし大企業」の定義は次のとおり。

- ① 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

(2) 次の(a)から(l)に掲げる「中小企業特別高圧電気料金支援補助金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること。

- (a) 国又は地方公共団体が運営する者。
- (b) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人。
- (c) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条により定める事業を営む者。
- (d) 政治団体、宗教上の組織又は団体。
- (e) 国又は県による電気使用料の負担軽減に関する他の補助金等を受給している者。
- (f) 発行済株式総額の25パーセント以上を福島県が保有する者。
- (g) 県税の未納がある者。
- (h) 日本国内に法人登録がない者。
- (i) 法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- (j) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている者。
- (k) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。
- (l) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している者。

※ 本事業への申請に際しては、「福島県中小企業特別高圧電気料金支援補助金に関する誓約書」の提出を必須とします。

### **3 支援金交付額**

(1) 支援金単価

- ① 令和5年1月分から8月分までの使用電力 1kWh 当たり 3.5 円
- ② 令和5年9月分の使用電力 1kWh 当たり 1.8 円

(2) 交付上限額

令和5年1月分から9月分までの合計金額について、業種により以下の金額を上限として交付します。

- 製造業等一般事業者 20,000 千円以内
- 発電事業者 2,000 千円以内

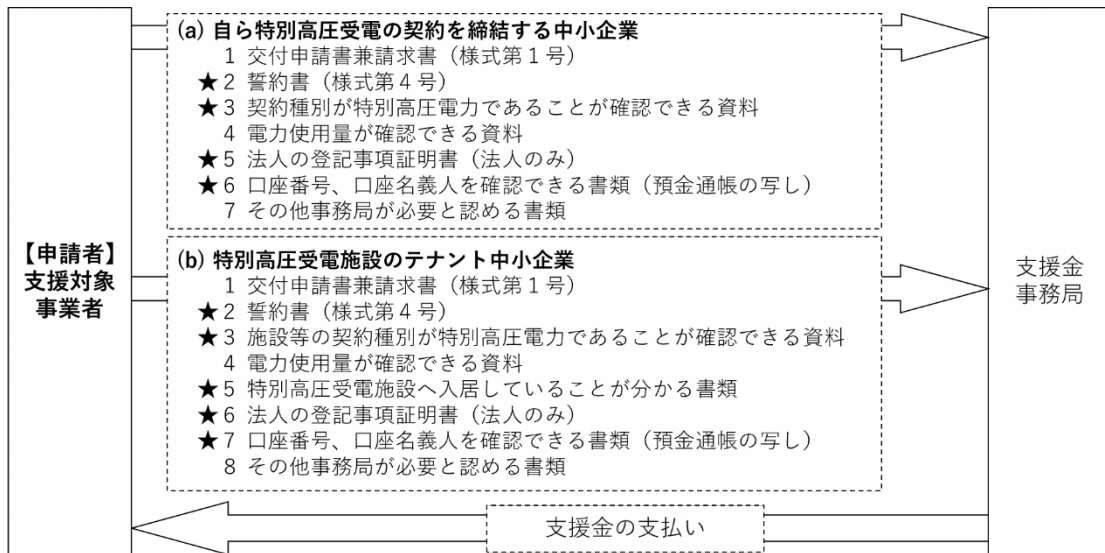
#### 4 申請手続

##### (1) 支援金の流れ

申請主体及び申請方法によって、以下の① ((a)又は(b)) もしくは②のとおりとなります。

- ① 支援対象事業者が自ら単独で申請する場合【郵送申請もしくはオンライン申請が可能】  
支援対象事業者が申請主体となります。電力契約の形態によって (a) 又は (b) の書類を提出してください。

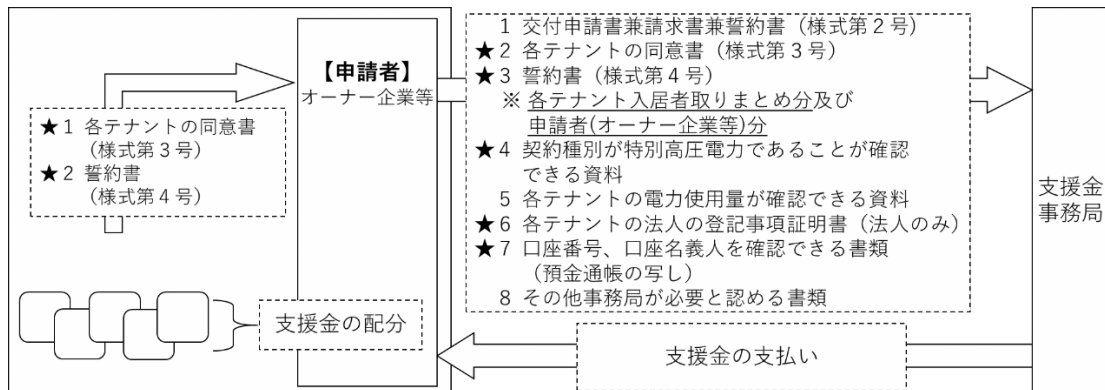
この場合、支援金は事務局から支援対象事業者へ直接支払われます。



#### 郵送もしくはオンライン申請

※支援対象事業者が自ら単独で申請を行う場合に限りオンライン申請が可能

- ② 特別高圧受電施設のオーナー企業等がテナント分をまとめて申請する場合【郵送申請のみ】  
施設のオーナー企業等が申請主体となります。  
支援金はオーナー企業等に一旦支払われ、支援対象事業者 (テナント入居者) へ、それぞれの電力使用量に応じて配分いただきます。



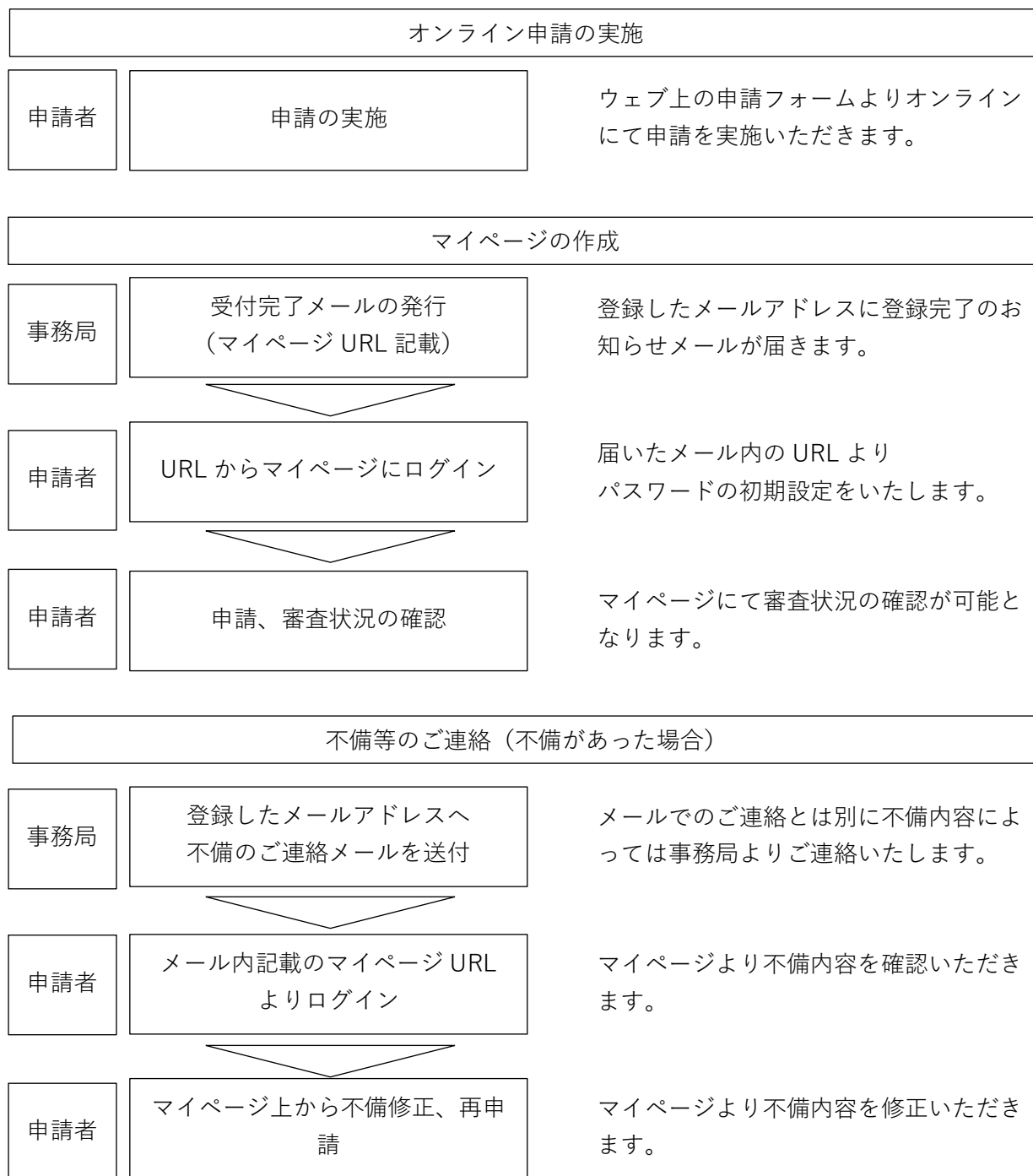
#### 郵送申請のみ

- ・ 専用ホームページから申請する場合、「交付申請書兼請求書 (様式第1号又は第2号)」の提出は①支援対象事業者が自ら単独で申請を行う場合に限りウェブ上の申請フォームへの入力に代えることができます。その他の資料は、PDF等の形式により写しを添付 (アップロード) してください。なお、必要に応じて原本の提出を求める場合があります。
- ・ 1回目の交付を受けた者が2回目の申請を行う場合、★印の書類は提出を省略できます。

##### (2) オンライン申請の流れ

支援対象事業者が自ら単独で申請を行う場合に限り、申請方法としてオンライン申請が選択できます。

以下、オンライン申請の流れとなります。



### (3) 受付期間

支援対象期間によって、2回に分けて申請を受け付けます。

#### ◇ 1回目

令和5年1月から6月までの電力使用分

受付期間 令和5年10月16日(月)～11月17日(金)

#### ◇ 2回目

令和5年7月から9月までの電力使用分(※)

受付期間 令和5年12月1日～12月28日(木)

※ 期限までに書類が整わなかった等により1回目の申請を行わなかった場合には、2回目の受付期間に令和5年1月から9月までの電力使用分をまとめて申請することができます。

## 5 審査・結果の通知

受付回ごとに、事務局において審査を行います。

審査の結果は、申請者へ電子メール又は書面（郵送で申請を行った場合）により通知します。

## 6 支援金の交付（支払い）

### (1) 支払い時期

回ごとの審査により、交付の決定を行ったものから順次支払いを行います。

◇ 1回目受付分 令和5年11月下旬

◇ 2回目受付分 令和6年1月下旬

### (2) 支払い方法

補助対象経費の支払いは申請時に指定した口座への銀行振込により行います。

※ 自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いはできません。

※ 補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

※ 見積書、納品書、請求書、領収書等の宛名は本事業の申請者の代表者とし、立替払いは認められません。

**7 申請書類**

書類の名称	申請方法	事務局へ直接申請する場合		特別高圧受電施設のオーナー企業等がテナント分をまとめて申請する場合
		自ら特別高圧電力の受電契約を締結する事業者	特別高圧受電施設に入居している事業者	
交付申請書兼請求書	(様式第1号)	○	○	
交付申請書兼請求書	(様式第2号)			○
テナントの同意書	(様式第3号)			○ (テナント分)
誓約書	(様式第4号)	○	○	○ (テナント分を含む)
契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料		○	○	○
法人の登記事項証明書 (法人のみ)		○	○	○ (テナント分)
口座番号、口座名義人を確認できる書類 (預金通帳の写し)		○	○	○
電力使用量が確認できる資料		○	○	○